

事業説明シート 2 選挙公報発行(新規)

部局課所 選挙選挙管理委員会事務局
 総合計画 未定義 章 未定義
 未定義 節 未定義
 未定義 項 未定義
 重点テーマ

【 事業の目的】 市長選挙、市議選挙で選挙公報を発行することにより有権者に立候補者の情報を提供し、投票参加を促すものである。	【 事業の対象】 秋田市全世帯に配布 2002.6.1現在 - 125,432世帯
【 全体事業概要】 選挙公報は有権者に対して候補者経歴、政見等の情報提供を行う、有効な手段とされており、15年度以降執行される市長選挙、市議会議員選挙において、任意制の選挙公報を発行するものである	【 新年度事業概要】 <選挙前> 1. 条例、規程整備 <選挙時> 1. 候補者より原稿提出 告示日 2. 印刷 3. 校正 4. 全世帯へ配布 選挙期日の2日前まで
【 備考】 平成15年4月執行される県議選で初めて選挙公報の発行が予定されている。 東北では、青森市、山形市、盛岡市、仙台市、福島市等で導入済みである。	【 国県施策名】 【 国補助率】 【 県補助率】 【 起債充当率】

事業評価シート 2 選挙公報発行(新規)

【 事業成果(アウトカム)指標】					
指標	前回投票率との差(%)				
選定理由	立候補者の情報提供により、投票への関心が高まる				
計算・推計方法	今回選挙の投票率(%) - 前回選挙の投票率(%)				
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標			5		5
実績					

【 事業成果指標・備考】

【 事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】
 無 有

【 民間事業との競合】
 無 有
 公職選挙法第172条の2により市選管で発行することができる旨規程されている。

【 住民ニーズ、行政需要の動向】
 増加傾向 不変 減少傾向

【 市が今行う必要性】
 無 有
 来年4月の県議選で初めて選挙公報の発行が予定されていることや、他市の状況を考慮して。

〔 事業外部の条件整備(関連事業等)〕	
● 問題無 ○ 要配慮	

94選管 2